
四電グループ
インターネットEDIシステムの概要

2022年6月

1. システム導入のねらい

目 的

資材調達に関する契約業務について、資材取引における登録取引先さまを対象として、インターネット技術を活用し、見積・注文・支払通知情報を電子データで交換することによって、

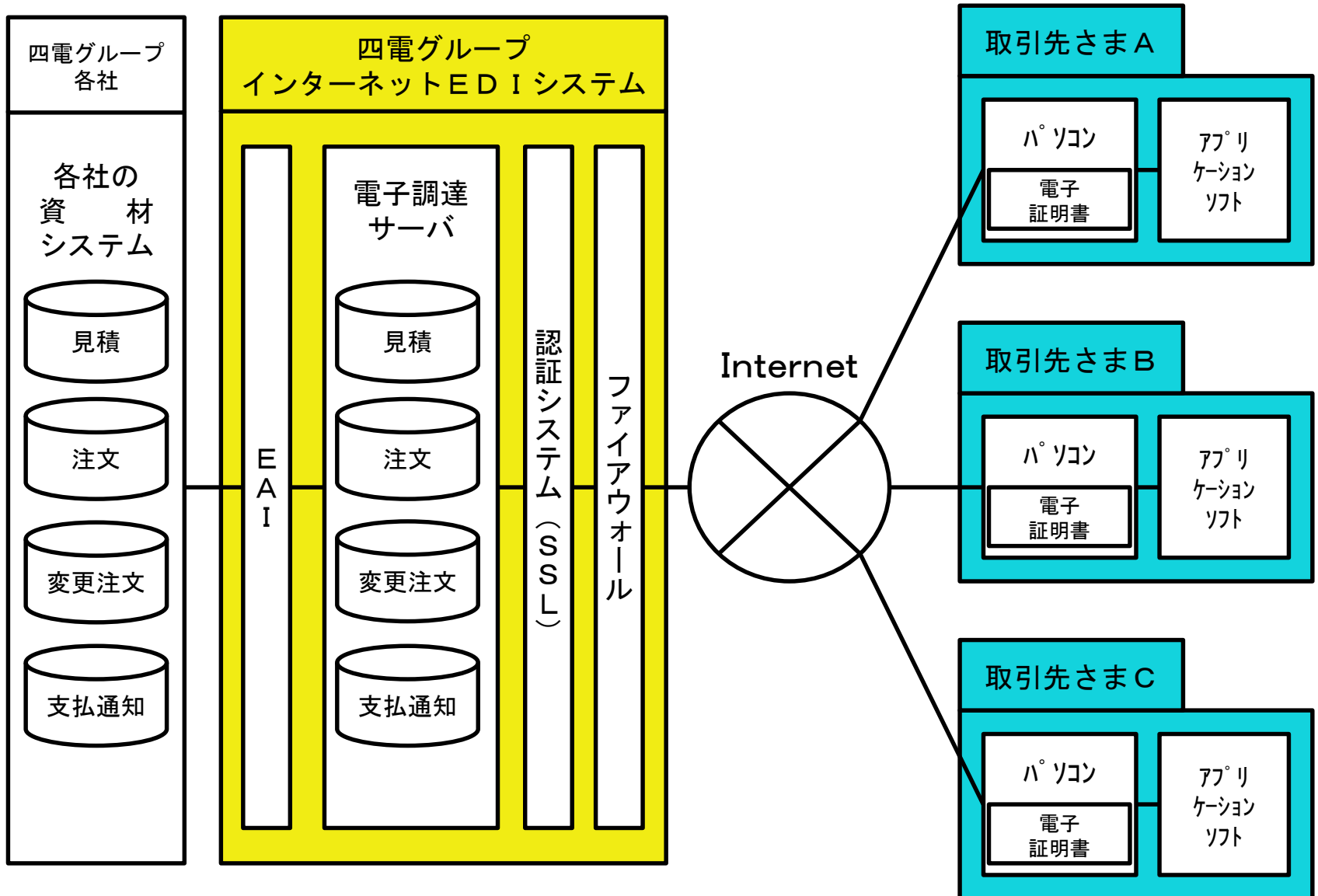
- 見積依頼、契約締結など事務処理の効率化
- 契約情報関係のスピードアップ
- 契約関係書類のペーパーレス化

などを図ることを目的として、四電グループインターネットEDIシステム（以下、「インターネットEDIシステム」という。）を導入しております。

注1) EDIとは、Electronic Data Interchangeの略語で電子データ交換のことをいいます。企業間の取引のための情報を通信回線を介し、標準的な規約を用いてコンピュータ間でデータ交換を行います。

注2) 新規に資材取引を希望される取引先さまは、インターネットEDIシステムの関係利用申込の前に、資材取引における取引先登録制度に基づいた登録手続きが必要となります。

2. システムの全体構成



3. インターネットEDIの特徴

- 導入が容易
⇒インターネットに接続できるパソコン、プリンターがあれば実施可能
取引先さま側でのシステム開発等は不要です。
- 取引データの送受信処理が容易
⇒インターネットに公開しているインターネットEDIシステムにアクセスし、
パソコン画面から見積回答、注文受諾等の処理を実行します。
- 取引データの業務への活用が可能
⇒取引データをCSV形式のファイルでダウンロードできるため、Excel等の
ツールを利用した業務への活用が可能です。
- 受信情報を帳票へ印刷可能
⇒見積依頼書、注文書、支払通知書を取引先さまのプリンターで印刷することが
可能です。
- インターネットEDIに関する各種案内を電子メールにて送信
⇒見積依頼のお知らせ、見積回答の依頼、注文情報の確認依頼を、電子メール
で送信します。

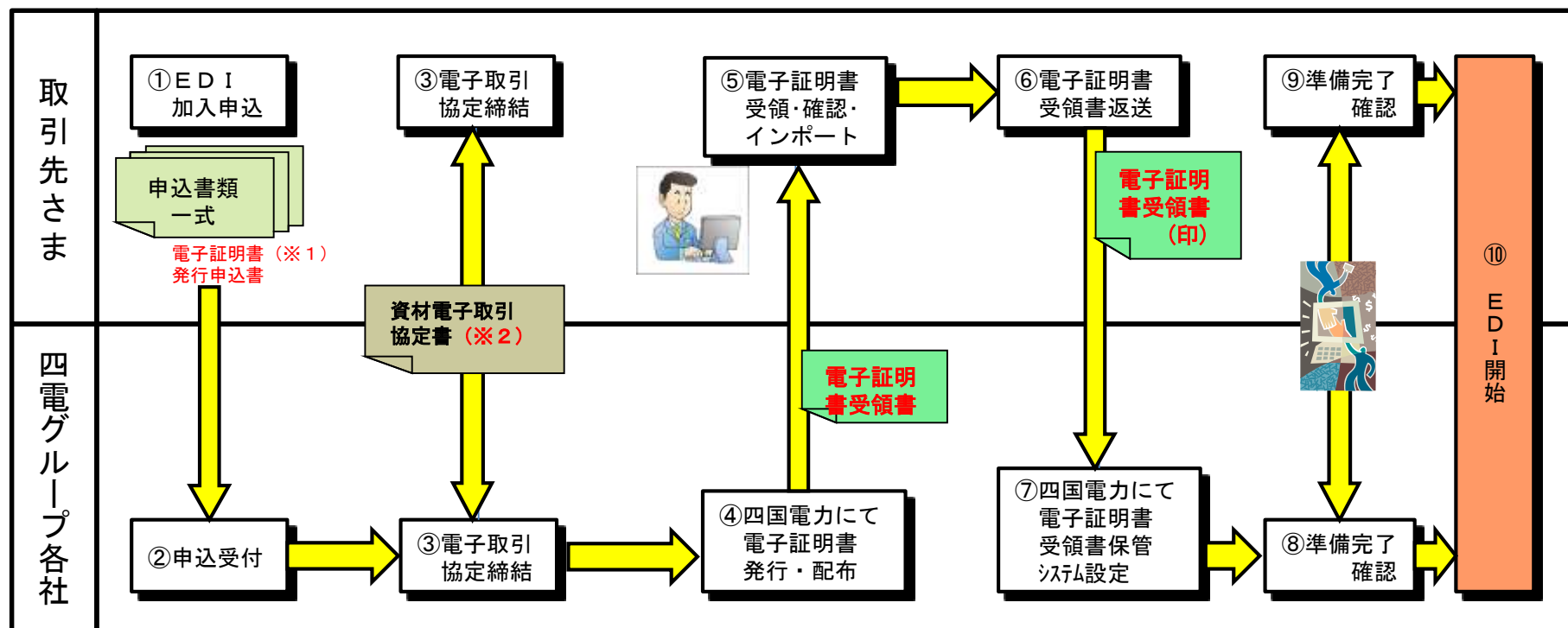
4. 導入に必要なシステム環境

- パソコン ⇒ 下記ソフトウェアが稼動すること
- プリンター ⇒ 見積依頼書、注文書等の帳票印刷の際に必要
(カラー・モノクロは問わない)
- インターネット接続環境 ⇒ インターネットサービスプロバイダとの契約が必要
- 電子証明書 ⇒ ユーザ認証、暗号化通信に必要な
パソコンにインポートして利用
- ソフトウェア ⇒

ブラウザ	Microsoft Edge	推奨
帳票印刷ソフト	Adobe Acrobat Reader	2017 推奨
表計算ソフト	Excel	等

5. システム関係利用申込から電子取引開始までの手続き

新規に取引を希望する取引先さまは、インターネットEDIシステムの加入申込の前に、資材取引における取引先登録制度に基づいた登録手続きが必要となります。



◎提出していただく書類 (申込書類が必要な登録取引先さまは、問い合わせ窓口へご連絡ください。)

・インターネットEDIシステム用電子証明書発行申請書

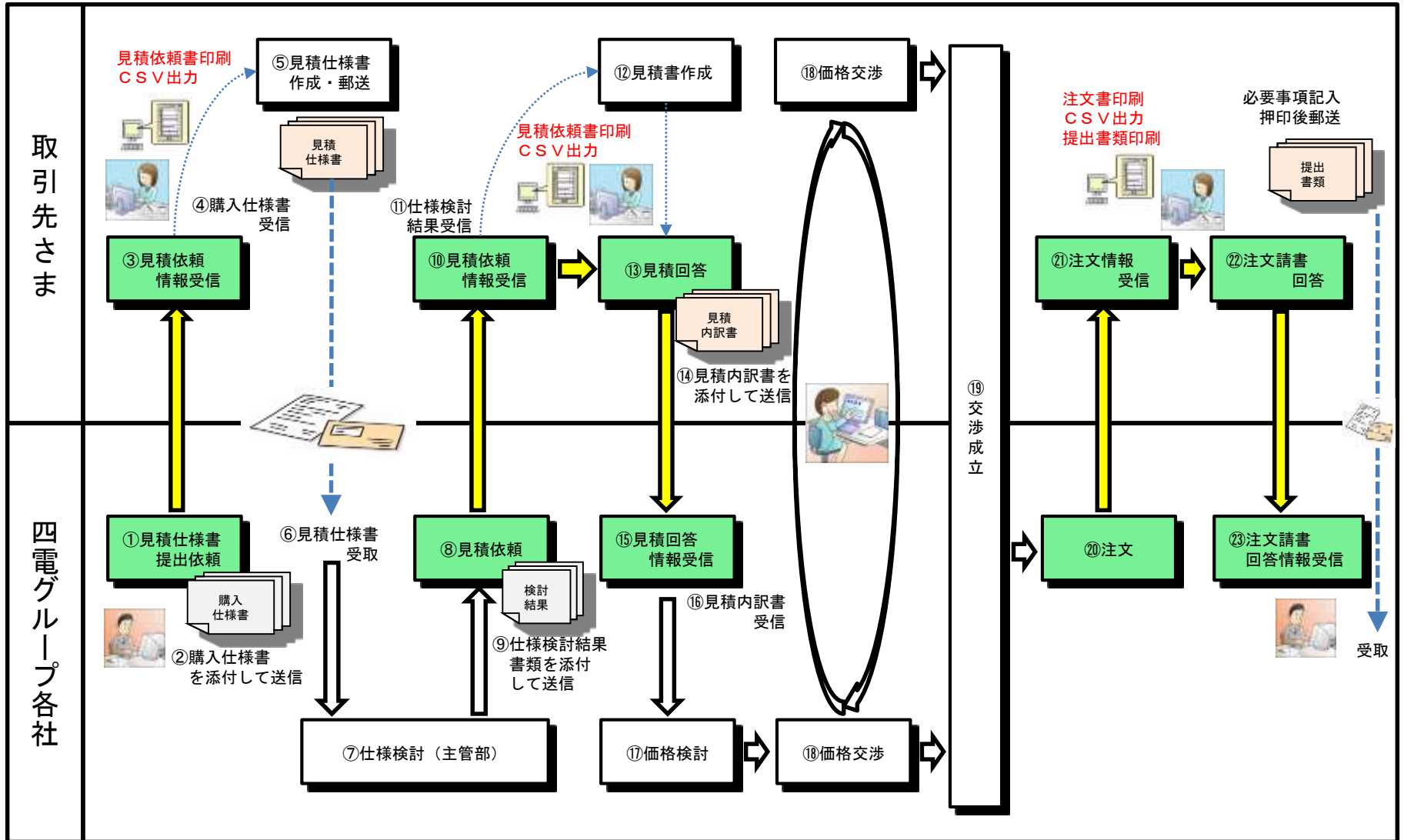
(※1) 電子証明書は、インターネットEDIシステムによる電子取引の実施にあたって、取引情報の保護を目的として、お互いを認証し、データを暗号化するうえで基本となるものです。

電子証明書は、インターネットEDIシステム専用であり、発行申請書1通に対し1証明書を発行いたします。

(※2) 企業間取引の契約となりますので、取引先さまと四電グループ各社との間で1契約となります。

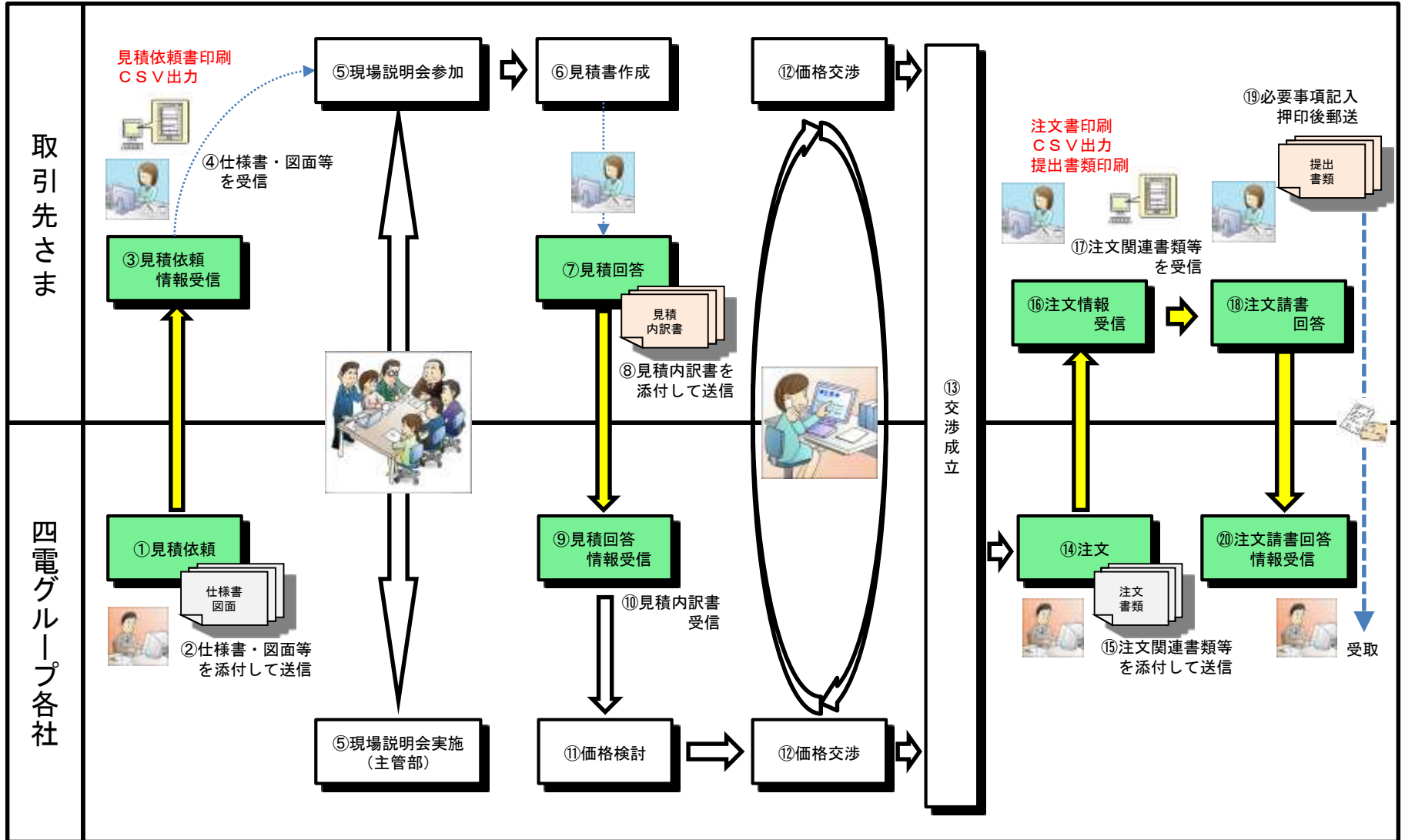
6. 標準的な物品購入の契約業務イメージ

見積の依頼から注文の受諾まで：見積仕様書の提出を必要とするケース



7. 標準的な工事請負の契約業務イメージ

見積の依頼から注文の受諾まで



8. 問い合わせ窓口

インターネットEDIシステムに関する問い合わせ窓口

四国電力株式会社

資材部

資材サービスセンター 資材調達統括チーム

電 話 : 050-8801-3197

Eメールアドレス : edi-center@yonden.co.jp